

◎新潟県告示第1305号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市安養寺字深沢日向乙1729、乙1731から乙1734まで、乙1757の1、乙1757の3、乙1758から乙1760まで、乙1763から乙1765まで、乙1766の1、乙1766の2、乙1767、乙1768の1から乙1768の3まで、乙1769から乙1779まで、乙1793の3、乙1793の6、乙1802から乙1806まで、乙1808、乙1810、乙1815、乙1816、乙1817の1、乙1818の3から乙1818の7まで、乙1818の12から乙1818の15まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）